

平成28年
4月から

「学びたい」を 応援する

学生の修学支援の寄附について、
所得税の軽減措置が拡充されました。

国立大学では、意欲と能力のある若者が希望する教育を受けられるように皆様からの寄附のご支援をお願いしています。寄附金は、奨学金、授業料の免除、海外への留学支援などに充てられます。

国立大学 学生修学支援 寄附募集

奨学金

授業料
免除

留学支援

国立大学は、これからも充実した学びの場を提供し、次世代を担う多様な人材を輩出していきます。

地域、産業界等との連携を図り、地域の社会・経済・産業・文化・医療・福祉の拠点として、日本全体の発展へ貢献していきます。

修学支援の他にも、国立大学の様々な取組みに対して、ご支援をお願いします。



国立大学協会
The Japan Association of National Universities

～寄附者の税額が従来よりも軽減される新制度が創設されました～

個人が国立大学に寄附いただいた場合、これまで所得控除という制度がありましたが、平成28年度の税制改正により、**税額控除という新しい制度が導入され、確定申告の際、有利な方式を選択**できるようになりました。

税額控除って何だろう？

税額控除とは、個人が寄附した場合、**寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができる制度**です。寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税額から直接控除するため、寄附者にとっては、所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴です。

所得控除方式

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

$$\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} \times (\text{所得に応じた}) \text{税率} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

税額控除方式

各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

$$\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} \times 40\% = \text{控除対象額}^{\ast 2} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

※1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

例 年収500万円(平均的な税率10%)の方が1万円を寄附した場合

$$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 800\text{円}$$

$$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円}$$

所得控除では800円

税額控除では3,200円が控除されます。

(両者の詳しい比較は、各大学のHPIにて参照)

より高い
減税効果と
なります!

寄附金の使い道は？

経済的な理由により修学が困難な学生に対して、各大学は、下記の支援を実施いたします。こうした皆様からの学びへのご支援により、社会に貢献する意欲をもった学生が育成されます。

奨学金 学問に真摯に取り組む意欲のある学生に対して、貸与ではなく、給付型の奨学金を支給します。

授業料免除 学生の授業料について、半額または全額を免除します。

留学支援 国立大学は、高等教育の国際化とともに、グローバル人材育成促進のために、学生の海外経験を増やすための取り組みを実施しております。学部学生及び大学院生を対象とした海外の協定校などへの留学の渡航費等を支援します。

※その他、学部・大学院の学生の修学支援として、教育研究の補助業務に対する給与を支給します。